

雇用保険部会報告書(平成23年1月31日)の概要

1. 失業等給付の充実

(1) 賃金日額の引上げ

失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、下限額等を引上げ (例)賃金日額の下限額:「2,000円」→「2,320円」に引上げ

(2) 安定した再就職へのインセンティブ強化

① 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ

- ・給付日数を1/3以上残して就職した場合:給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))
- ・給付日数を2/3以上残して就職した場合:給付率30%→50%(同上)→60%(同上)

② 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ(30%→40%)の恒久化

2. 失業等給付に係る雇用保険料率について

- ・平成23年度の保険料率は、平成22年度に引き続き、弾力条項による下限の「1.2%」に引下げ
- ・平成24年度以降の法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引下げ
※平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、「1.0%」まで引き下げることが可能

3. 失業等給付に係る国庫負担について

国の厳しい財政状況等を勘案すると、平成23年度において国庫負担を法律の本則(25%)に戻せないことについてはやむを得ないが、国庫負担の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに法律の本則に戻すべき